

会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号  
並びに会社法施行規則第 190 条に定める書面  
(株式交換に関する事後開示事項)

2025 年 3 月 28 日  
DMG 森精機株式会社  
宮脇機械プラント株式会社

2025年3月28日

## 株式交換に係る事後開示事項

(会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号  
並びに会社法施行規則第190条に定める書面)

奈良県奈良市三条本町2番1号  
DMG森精機株式会社  
代表取締役社長 森 雅彦

兵庫県明石市北王子町2番26号  
宮脇機械プラント株式会社  
代表取締役 中村 宗一郎

DMG森精機株式会社（以下「DMG森精機」といいます。）及び宮脇機械プラント株式会社（以下「宮脇機械プラント」といいます。）は、2025年3月28日を効力発生日として、DMG森精機を株式交換完全親会社、宮脇機械プラントを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

### 1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2025年3月28日

### 2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

#### （1）会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に基づく請求を行った宮脇機械プラントの株主はありませんでした。

#### （2）会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

宮脇機械プラントは、会社法第785条第3項の規定により、2025年3月6日付で、宮脇機械プラントの株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社であるDMG森精機の商号及び住所を通知いたしました。

なお、会社法第785条第1項の規定により宮脇機械プラントに対して株式買取

請求を行った株主はありませんでした。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）及び第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

DMG 森精機は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換に係る株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行ったため、同第 796 条の 2 の規定に基づく株式交換差止請求に係る手続について、該当事項はありません。

- (2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

DMG 森精機は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2025 年 3 月 7 日付で、DMG 森精機の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である宮脇機械プラントの商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。なお、DMG 森精機は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換に係る株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行ったため、同第 797 条第 1 項の規定に基づく株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

- (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の種類及び数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により DMG 森精機に移転した宮脇機械プラントの株式の種類及び数は、普通株式 46,293 株です。

## 5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

- (1) DMG森精機は、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換に係る株式交換契約について同第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したDMG森精機の株主はありませんでした。
- (2) 宮脇機械プラントは、会社法第783条第1項及び第322条第1項第11号の規定により、2025年3月24日付で、本株式交換に係る株式交換契約について株主総会及び各種類株主総会（普通株式・A種類株式）の承認を得ております。
- (3) DMG森精機は、本株式交換に際して、本株式交換によりDMG森精機が宮脇機械プラントの発行済株式の全部を取得する時点の直前時における宮脇機械プラントの株主（但し、DMG森精機を除きます。）に対して、その保有する宮脇機械プラントの普通株式1株につきDMG森精機の普通株式8株の割合をもって割当交付いたしました。なお、DMG森精機が割当交付した普通株式の数の合計は、370,344株です。
- (4) 本株式交換により増加したDMG森精機の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下のとおりです。

資本金	金 574,403,544 円
資本準備金	金 574,403,544 円
利益準備金	金 0 円

以上